

意見聴取

特定生産緑地の解除について

(資料 : 5-1 ~ 5-5)

特定生産緑地（瀬戸市）の変更について

特定生産緑地地区を次のように変更する。

面 積
約 11.9 ha

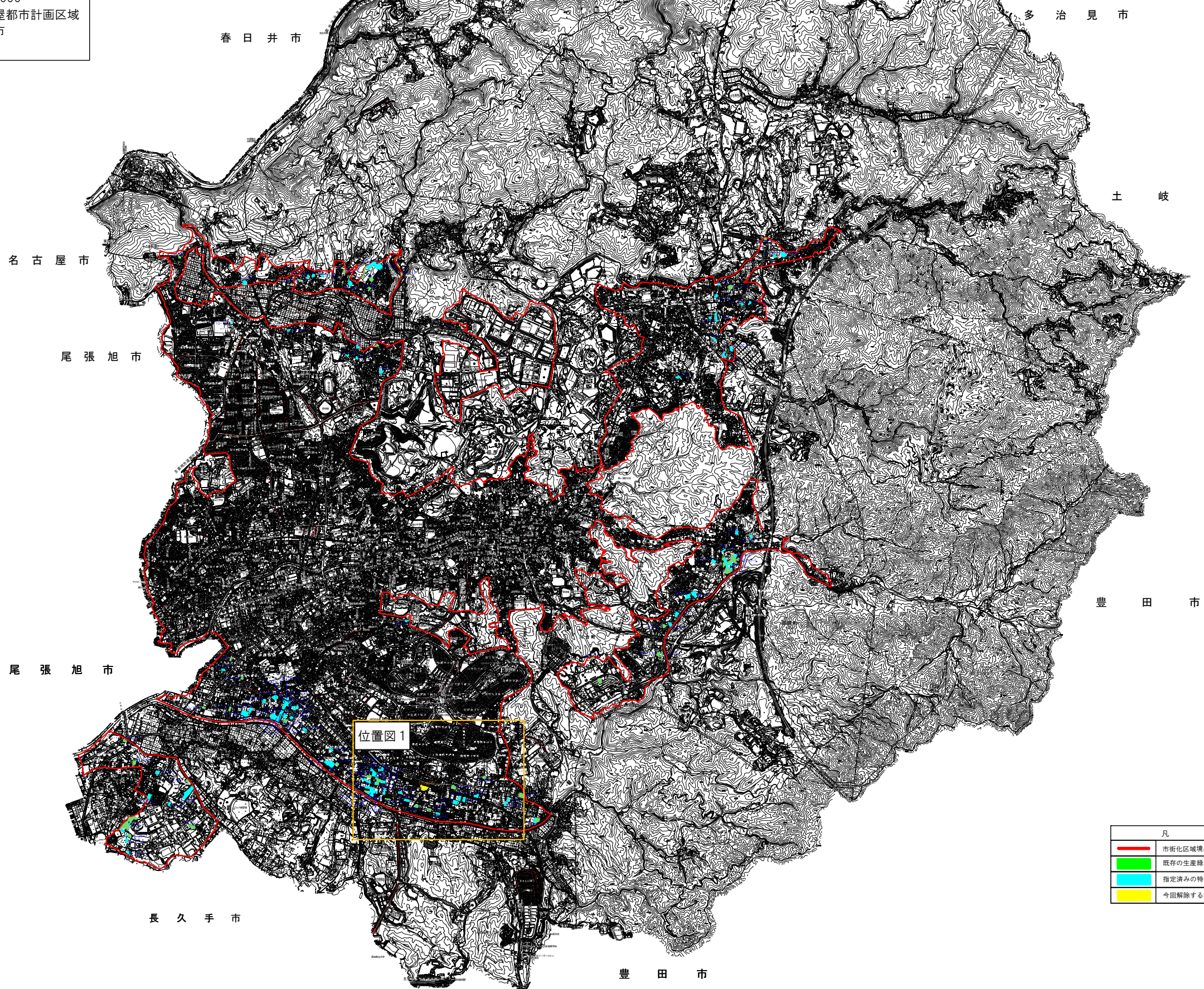
「位置及び区域は指定案及び位置図のとおり」

瀬戸市生産緑地総括図

多 治 見 市

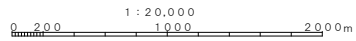


総 括 図
縮 尺 1/20,000
都市計画区域名 名古屋都市計画区域
市町村名 瀬戸市

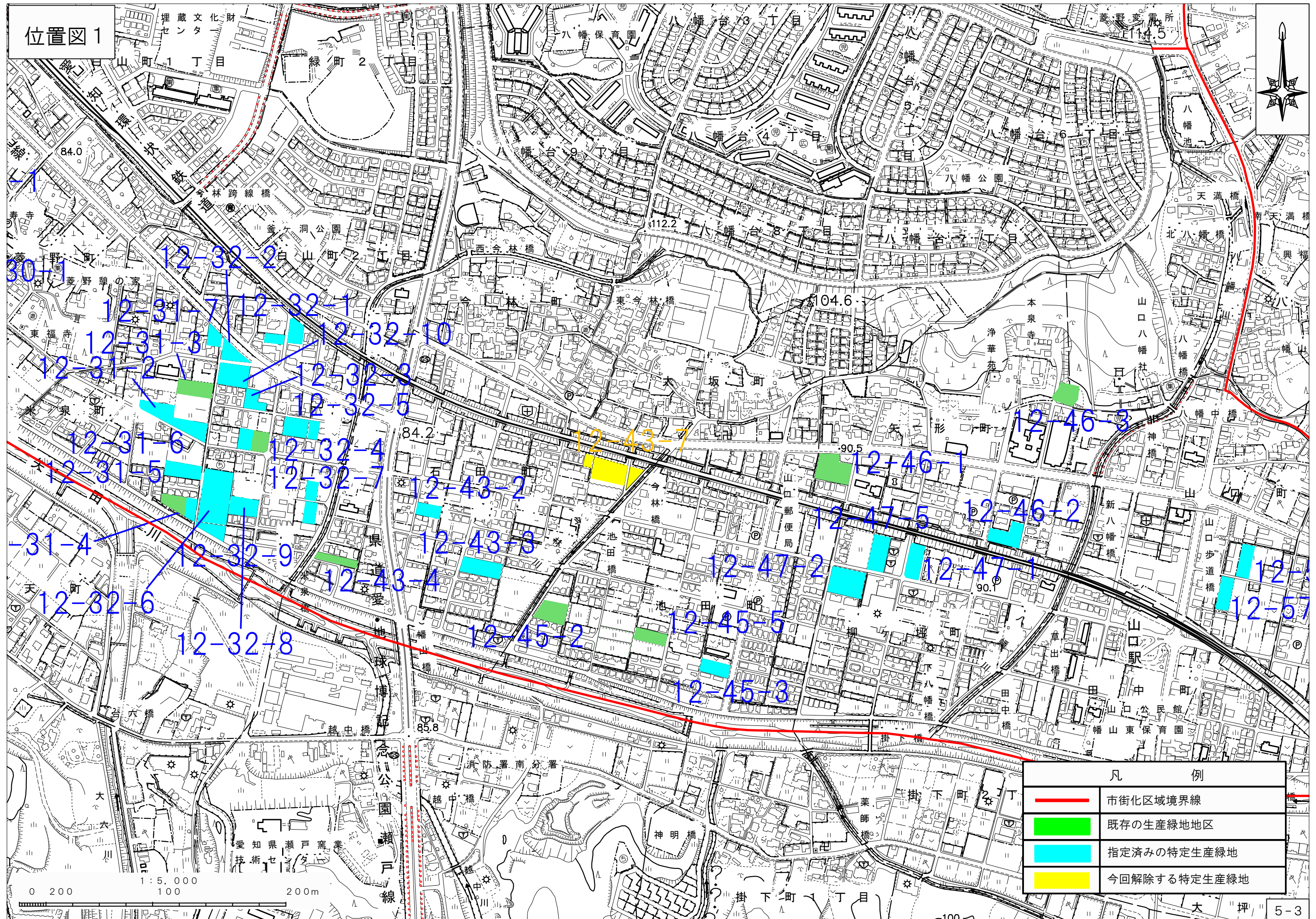


位置図 1

凡 例	
—	市街化区域境界線
■	既存の生産緑地地区
■	指定済みの特定生産緑地
■	今回解除する特定生産緑地



位置図 1



凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	指定済みの特定生産緑地
	今回解除する特定生産緑地

(案)

特定生産緑地（瀬戸市）の解除

4 瀬都第〇〇号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和〇年〇月〇日

瀬戸市長 伊藤 保徳

【解除一覧】

No.	団地番号	生産緑地の所在地	地積(m ²)
1	12-43-7	石田町 69 番	294
2	12-43-7	石田町 70 番	1,435
3	12-43-7	石田町 82 番	259

生産緑地及び特定生産緑地（瀬戸市）の指定状況

1 生産緑地の指定状況

瀬戸市においては、平成4年度、5年度、及び11年度に生産緑地の指定があったが、平成5年度分のものについては全て解除されているため、それ以外のものを以下にまとめる。

	地区数	筆数	地積(m ²)
平成4年度指定	121	246	170,331
平成11年度指定	4	5	3,370
合計	125	251	173,701

2 特定生産緑地の指定状況

今回の申出対象となる平成4年度指定の生産緑地における特定生産緑地の指定受付状況は以下のとおり。

	地権者数	地区数	筆数	地積(m ²)	筆数割合(%)	面積割合(%)
第1回受付(令和3年4月1日公示済)	43	56	93	73,438	66.3%	70.0%
第2回受付(令和4年2月1日公示済)	16	23	37	23,427		
第3回受付(令和4年11月1日公示済)	12	21	38	25,299		
指定済みのうち解除済み	1	1	2	895		
指定済みのうち解除予定	1	1	3	1,988		
特定生産緑地数	69	98	163	119,281		
特定生産緑地以外	36	26	83	51,050	33.7%	30.0%
合計	105	124	246	170,331	100.0%	100.0%

※地区数については、第1回から第3回の申請に地区数の重複があるため合計の地区数と数に相違がある。